「熊野古道」伊勢路シンボルマーク使用基準

- 1 「熊野古道」伊勢路シンボルマーク(以下「シンボルマーク」という。)の使用基準は次の とおりとする。
- 2 シンボルマークを使用しようとするもの(以下「申請者」という)は、「「熊野古道」伊勢路シンボルマーク使用申請書」(様式第1号)(以下「使用申請書」という。)を三重県地域連携・交通部南部地域振興局長に提出するものとする。

ただし、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、申請手続きを省略することができる。

- (1) 国及び地方公共団体等(ここでいう地方公共団体等とは、県及び市町村、またこれらの地方公共団体の連合体からなる組織をいう。)
- (2) 熊野古道世界遺産登録 20 周年事業推進会議の参加会員又は協力会員
- 3 申請者は、シンボルマークの使用については、オリジナル・デザインの意図するものを著しく損なわないよう十分留意し、使用すること。
- 4 三重県地域連携・交通部南部地域振興局長は、「「熊野古道」伊勢路シンボルマーク使用申請書」の提出を受けた場合は、その内容を審査のうえ、許否を決し、「「熊野古道」伊勢路シンボルマーク使用許可書」(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 5 シンボルマークの使用は、使用目的が「熊野古道伊勢路」の情報発信に有効と認められる場合にこれを承認する。

ただし、使用目的が公序良俗に反すると認められる場合には承認しない。

- 6 シンボルマーク使用の許可を受けたものは、成果物(印刷物、写真等) 1 部を三重県地域 連携・交通部南部地域振興局長に提出するものとする。
- 7 シンボルマークの使用許可後にあっても、使用に不具合が生じた場合には改善を指示できるものとする。
- 8 7の改善指示に従わない場合には、シンボルマークの使用許可を取り消すことができるものとする。また、シンボルマークの使用許可を取り消した場合においては、三重県地域連携・ 交通部南部地域振興局長は一切の責任を負わない。
- 9 シンボルマークの使用に起因する問題が起こった場合にも、三重県地域連携・交通部南部

地域振興局長は一切の責任を負わない。また、使用者は問題が発生した場合には速やかに報告するとともに、対策を講じなければならないものとする。

- 10 シンボルマークを使用する者は、信義を重んじ、誠実にこの使用基準を履行しなければならないものとする。
- 11 この使用基準に定めのない事項及びこの使用基準に関し疑義が生じたときは、三重県地域連携・交通部南部地域振興局長等とシンボルマークを使用する者とが協議して定める。

附則

この使用基準は、令和20年11月1日から適用する。

附 則

この使用基準は、令和30年11月28日から適用する。

附則

この使用基準は、令和6年3月15日から適用する。